

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 静岡県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1 % ※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.5 % ※2
全職員	79.6 % ※3

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.6 %
本庁課長相当職	97.4 %
本庁課長補佐相当職	98.9 %
本庁係長相当職	95.5 %

(2) 勤続年数別 ※4

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.7 %
31～35年	95.7 %
26～30年	96.0 %
21～25年	90.0 %
16～20年	89.4 %
11～15年	90.7 %
6～10年	92.6 %
1～5年	87.2 %

【説明欄】

(1) 人員の単位及び勤続年数について

短時間勤務職員や会計年度任用職員等は、人員を数える単位として「時間」を用いて算出している。
また、国からの出向者の勤続年数は、国家公務員等における勤続年数を通算している。

(2) 任期の定めのない常勤職員について（※1）

- ・任期の定めのない常勤の女性職員のうち、勤続年数 10 年以下の職員の割合が約 5 割（男性は約 3 割）を占めており、男性と比べて女性の平均給与が低くなっている。
- ・扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は 88.5%、住居手当受給者に占める男性の割合は 66.9%となっている。
- ・男性の方が時間外勤務の時間が長い傾向にあり、時間外勤務手当における女性の平均支給額は、男性の平均支給額の 70.4%になっている。

(3) 任期の定めのない常勤職員以外の職員について（※2）

- ・会計年度任用職員の女性職員のうち、専門職種に比べ給与水準の低い事務補助職員等の割合が約 7 割（男性は約 6 割）を占めており、男性と比べて女性の平均給与が低くなっている。

(4) 全職員について（※3）

全女性職員のうち、任期の定めのない常勤職員と比較して給与水準の低い会計年度任用職員の割合が 29.3%（男性は 9.2%）を占めており、男性と比べて女性の平均給与が低くなっている。

(5) 勤続年数別について（※4）

勤続年数 1～5 年の職員には、相対的に給与水準の高い県立静岡がんセンターの医師が多く、その男性比率が高いことから、給与の差異が大きくなっている（がんセンター職員を除いた給与の差異は 92.7%）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。